

編集発行 南薩地域振興局農林水産部農政普及課 南薩地域振興局農林水産部農政普及課指宿市十二町駐在

TEL 0993-52-1359 TEL 0993-22-6422

令和元年度 普及指導活動の展開

1 普及指導活動の推進方針

令和元年度の普及指導活動は、「かごしま未来創造ビジョン」や「南薩地域振興取り組み方針」及び農政の展開方向を考慮し、重要性や緊急性の高い課題を重点化して総合力を発揮するプロジェクト型普及指導活動を展開します。

(1)農政普及課の普及課題

- ア 南薩の農業を支える担い手の確保・育成
- イ 日本一の茶産地育成
- ウ 南薩の特色を生かした戦略的野菜産地の 育成
- エ 南薩の特色を生かした戦略的果樹産地の育成
- オ 南薩の特色を生かした戦略的花き産地の 育成
- カ 南薩の特色を生かした畑作営農の振興
- キ 南薩の特色を生かした畜産産地の育成
- ク 水田の生産性向上と地域営農の仕組みづくり

(2)指宿市十二町駐在の普及課題

- ア 指宿の未来を担う精鋭農業者の育成
- イ 指宿の農業を持続的に発展させる多様な担い手の確保・育成
- ウ 指宿地域の特色を生かした野菜産地の育成
- エ 指宿地域の特色を生かした果樹産地の育成
- オ 指宿地域の特色を生かした花き産地の育成
- カ 指宿地域の特色を生かした畜産産地の育成

2 重点課題の特徴的な取組

(1)南隣の農業を支える担い手の確保・育成

担い手育成に係る関係機関の連携を強化し、「人・農地プランの実質化支援」により、中心経

営体を認定農業者へ誘導し、定着を図ります。

(2)日本一の茶産地育成

力強い経営体育成に向け、スマート農業技術 の導入や第三者認証取得を進め、生産技術改 善や有機栽培等輸出可能な茶の生産量拡大と 団地化を進めるとともに、多様な茶種の栽培・製 造技術の導入、品評会上位入賞や各種標章取 得により、消費拡大・ブランド力向上を図ります。



写真1 出品茶園の摘心作業講習会

(3)指宿の未来を担う精鋭農業者の育成

農業次世代人材投資資金交付対象者及び認定新規就農者等が,早期に地域を支える認定農業者に育成されるよう支援を行うとともに,新規就農者の早期定着及び経営確立に向けた支援を行います。

3 終わりに

農政普及課では、今後も地域の先導的な役割を担う農業者や関係機関と連携を図りながら、地域全体の収益性向上や新たな地域農業のモデル育成を目指す普及指導活動に努めます。

地域農業の未来図「人・農地プラン」と

農地貸し借り「農地中間管理事業」

1 人・農地プランについて

南薩地域の農家戸数は平成22年に比べ16% 少ない7,501戸(H27年:農林業センサス)で、今後も 高齢化の進展により益々減少することが予想され ています。これからも農業が盛んな地域として、 力強く発展していくためには、地域農業の中心と なる農業者を明確にし、これらの農業者に農地を 集積するなど人と農地の問題を一体的に解決し ていく必要があります。

人・農地プランは農業者の話合いを基に地域 農業の「未来の設計図」として定めたもので、当 地域では主に旧市町を中心に31プランが策定さ れています(全ての農業集落をカバー)。

〈人・農地プランの内容〉

- ○中心となる農業者(個人, 法人, 集落営農)
- ○将来の農地利用
- ○農地の出手の状況
- ○農業者の役割分担



写真1 地域での話し合いの活動(枕崎市まかや)

2 農地中間管理事業について

担い手への農地を集積・集約化を進めるため、

「信頼できる農地の中間管理的受皿」として、平成26年度に都道府県毎に農地中間管理機構 (農地バンク)が設置され、市(農政担当課)や県 (農政普及課)を中心にその利用を推進しています。

〈農地中間管理事業の活用〉

- ○農業をリタイアするので農地を貸したい
- ○利用権を交換して、分散した農地をまとめたい
- ○新規就農・規模拡大するので農地を借りたい 当地域での取組実績は、1,194ha(H26~H30

当地域での取組実績は、1,194ha (H26~H30 実績)で耕地面積の9%しかなく、制度の周知を 含め、十分な状況にありません。

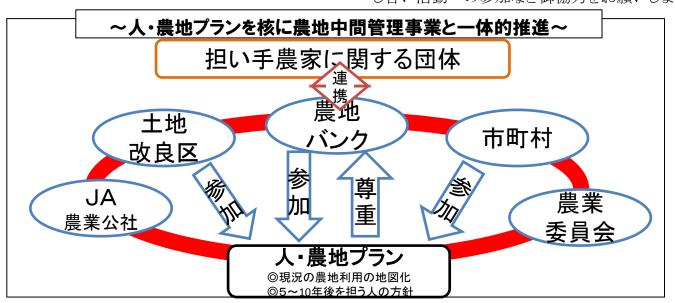
3 人・農地プランの実質化と農地中間管理事業 による担い手への農地集積に向けて

担い手農業者への農地集積を円滑に行うには 地域農業者等の合意を得ることが何より大切で す。

人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにするため、農業委員や土地改良区等も含めた関係機関参加のもと、アンケートや地図を活用し、農地の集約化の方針を策定して「人・農地プランの実質化」を進め、これを核に農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進する必要があります。

また、「人・農地プランの実質化」は各種補助事業の採択要件化となりつつあることから、これら事業の実施地区も踏まえて推進する必要も出てきています。

農業者の皆様にはこれらの制度への理解と話し合い活動への参加など御協力をお願いします。



消費税率10%に伴う簿記記帳の留意点

令和元年10月1日から,消費税の標準税率が 10%になる一方で軽減税率8%が導入され、消 費税が複数税率制になります。

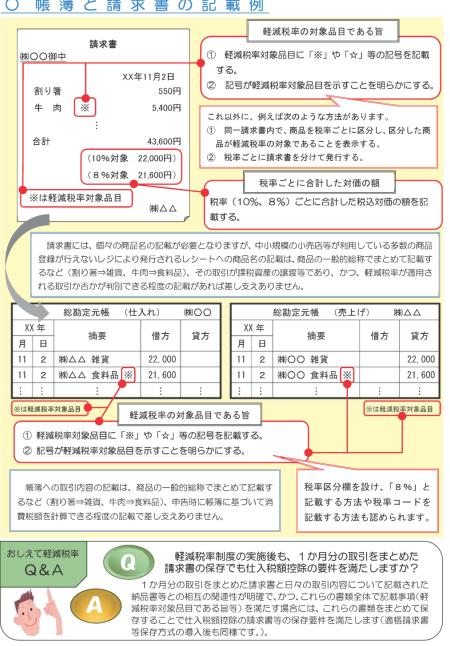
なお,施行時期が過去2回延期されましたが、 消費税率を10%にする法律は、一度も廃棄され ず有効であることに留意してください。

特に留意することとして,軽減税率制度の導入 により, 簿記の記帳方法も税率ごとに区分経理 を行う必要があります。(図1「国税庁のパンフ レットの抜粋」)

また、消費税率が10%になるのと連動して、い ろいろな制度等が導入されます。主なものとして、 委託販売手数料の取扱の変更及び簡易課税方 式における「みなし仕入率」の変更や適格請求 書等保存方式(インボイス制度)の導入等があり ます。

詳細及び最新の情報は、追加・変更等もありえ ますので、国税庁のホームページのパンフレット 等を参照してください(http://www.nta.go.jp)。

帳簿と請求書の記載例



クルクマ研究会の活動紹介

南九州市川辺地区でクルクマを栽培する若手5人でクルクマ研究会が結成されています。全員が農業公社の卒業生で、毎月、担当を持ち回りで、テーマを決めて活動しています。

生育状況の現地検討の他,選花・調整 作業場の確認や球根の貯蔵方法の検討 なども行いながら,技術の改善や作業効



図1 会員の協力で作成した品種カタログ

率の向上に取り組んでいます。また,クルクマの知名度向上のため,SNSでの情報発信や部会をリードして市場への前売り情報の早進化に取り組むなど,有利販売に向けた活動も行っています。

今後は、土壌病害対策や新品種の導入 など産地課題の解決に取り組むこととして います。



写真1 会員の農場での現地検討

農薬を知り、理解し、適正に使いましょう

1 国内における農薬使用基準の違反事例

- (1)土壌くん蒸剤施用後の作業管理が不十分
- (2)周辺環境への配慮が不十分
- (3)住宅地周辺や学校等での農薬使用に際しての周辺住民等への周知や配慮の不徹底
- (4)農薬の不適切な管理による誤飲
- (5)農薬ラベルの確認の不徹底などが確認されています。



2 農薬使用者の責務(省令より抜粋)

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること
- (2)人畜に危険を及ぼさないようにすること
- (3)農薬成分が残留した農作物や飼料作物が
- 原因となって、人に被害を生じないようにすること
- (4) 農薬成分が残留した土壌において栽培した 農作物等や飼料作物が原因となって, 人に被害 を生じないようにすること
- (5)水産動植物の被害が発生し、かつ、その汚 濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が 生じないようにすること

3 農薬適正使用重点推進事項

- (1)適期・適正な防除を行いましょう
- (2)農薬使用基準を遵守しましょう
- (3)農薬の飛散防止に努めましょう
- (4) 散布作業者の安全確保に努めましょう
- (5) 周辺環境への危被害防止に努めましょう
- (6)使用後の防除器具を洗浄しましょう
- (7)農薬の適正な管理に努めましょう